

# 旅行業の登録制度の概要

	登録行政庁 (申請先)	業務範囲				登録要件		
		募集型		受注型	手配旅行	営業保証金 (注2)	基準資産	旅行業務取扱 管理者の選任
		海外	国内					
		○	○	○	○			
第1種	国土交通大臣	○	○	○	○	7000万 (1400万)	3000万	必要
第2種	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	×	○	○	○	1100万 (220万)	700万	必要
第3種	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	×	△ (隣接市町村)	○	○	300万 (60万)	300万	必要
旅行業者代理業	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	旅行業者から委託された業務				不要	-	必要

★ 観光圏内限定 旅行業者代理業	観光圏整備実施計画における 国土交通大臣の認定	旅行業者から委託された業務 (観光圏内限定、対宿泊者限定)	不要	-	研修修了者等 で代替可能
------------------------	----------------------------	----------------------------------	----	---	-----------------

(注1)「企画旅行」とは、あらかじめ(募集型)又は旅行者からの依頼により(受注型)、旅行に関する計画を作成するとともに、  
運送又は宿泊サービスの提供にかかる契約を、自己の計算において締結する行為である。

(注2)旅行業協会に加入している場合、営業保証金の供託に代えて、その5分の1の金額を弁済業務保証金分担金として納  
付する。また、金額は年間の取扱額が2億円未満の場合であり、以降、取扱額の増加に応じて、供託すべき金額が加算  
される。